

さいたま市告示第890号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市おくやみハンドブック協働発行业務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和7年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市おくやみハンドブック協働発行业務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外

(3) 業務概要

おくやみハンドブックについて、市と協働して作成する専門のノウハウを持つ民間事業者（以下「協働発行业務者」という。）を選定し発行する。

発行にあたっては、関連した企業等の広告を掲載することで、無料で発行する。

(4) 履行期間

協定締結日から令和12年3月31日まで（回数は、要求水準書による）

なお、履行期間中におくやみ窓口が終了した場合は、その年度で事業を終了する。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

(1) 本告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）に登載されている者であること。

(2) 他自治体にて、おくやみハンドブック協働発行业務の類似事業の実績がある者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(4) 本告示日から最優秀提案者選定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で

ないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。
- (8) 広告掲載料が確保できなかった場合でも納品保証ができる者であること。

3 企画提案に係る募集要項等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p118099.html>

(2) 交付期間

本告示日から令和7年6月12日（木）午後4時まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

- ア 参加意思表明書（様式1） 1部
- イ 誓約書（様式2） 1部
- ウ 類似事業実績表（任意様式、3年分） 1部

(2) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵送に限る）

(3) 提出期限

令和7年6月12日（木）午後4時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。郵送の場合は必着）

(4) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市市民局区政推進部
区政推進担当 電話 048（829）1834

(5) 参加資格の確認

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無について、令和7年6月18日（水）付で通知する。（予定）

5 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行うことができる。詳細は、募集要項による。

(1) 受付期間

本告示日から令和7年6月3日（火）午後4時まで

(2) 質問方法

ア 電子メールでのみ受け付ける。詳細は募集要項による。

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(3) 提出・到達確認先

さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1834

メールアドレス kusei-suishin@city.saitama.lg.jp

(4) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和7年6月9日(月)までに、以下のさいたま市ホームページ上に公表する。(予定)

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→

【お知らせ】→【さいたま市おくやみハンドブック協働発行事業について】

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p118099.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

詳細は募集要項による。

ア 企画提案書 7部

イ ハンドブック作成見本(概要) 7部

(2) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留郵送に限る)

(3) 提出期限

令和7年6月19日(木)から令和7年7月1日(火)午後4時まで(持参の場合は、休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。郵送の場合は必着)

(4) 提出場所

4(4)に同じ

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

7 業者決定の方法

業者選定あたっては、「さいたま市『おくやみハンドブック』協働発行事業者選定委員会」において書類審査を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とする。なお、審査方法等詳細については、募集要項を参照すること。

8 その他

(1) 提出書類の作成にかかる費用については、提案者の負担とする。

(2) 提案者は、提案書類が第三者の有する知的財産権を侵害するものではないことを市に対して保証する。

- (3) 提案者は、提案書類が第三者の有する知的財産権を侵害し、第三者に対して損害賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じる。
- (4) 審査結果の異議申し立ては、受け付けない。
- (5) 本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守する。
- (6) 最優秀提案者特定の日から翌日から協定締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (7) 本調達において使用する言語は、日本語とする。
- (8) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (9) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (10) 詳細は、募集要項による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

さいたま市市民局区政推進部区政推進担当

電話 048 (829) 1834

FAX 048 (829) 1992

メール kusei-suishin@city.saitama.lg.jp